

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第10号	法 規 集	第6編第1章第6節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課				
条 例 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第44条第1項及び第2項の規定に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、法により条例で定めることとされている指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定障害者支援施設の指定・指定更新及び指導監督を行っており、指定障害者支援施設における適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。			【指定施設数】 45施設 （令和5年3月）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらするしくみづくり」及び「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、法に基づき主務省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。令和3年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
その他	令和5年5月にこども家庭庁の設置に係る指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正を行った。今後同省令の一部改正が行われ令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。				

見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	条例の運用上の課題は見受けられないため。
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
	5	廃止を検討する。	